

ここがこう変わる！ 平成27年度 税制改正大綱の ポイント

〔執筆・監修〕 税理士法人 柴原事務所

- プロローグ** ▶▶▶ 柴原一・税理士法人柴原事務所代表社員に聞くFPが押さえておきたい税制改正大綱の改正点
- Part.1** ▶▶▶ ひと目でわかる！平成27年度税制改正大綱の改正内容一覧表
- Part.2** ▶▶▶ これだけ押さえれば万全！税制改正大綱の要点解説
- Part.3** ▶▶▶ 一覧表でチェック！平成26年までに改正された重要項目も押さえておこう



プロローグ

柴原一・税理士法人柴原事務所代表社員に聞く
FPが押さえておきたい税制改正大綱の改正点

ジュニアNISAの創設も含め 贈与に関する改正が目白押し

ジュニアNISAで変わる 贈与への課税論理

—— 昨年12月30日に発表された税制改正大綱は、1月14日に閣議決定され、現在は税制改正法案として通常国会で審議中です。大綱の中からFPとして押さえておきたい項目をいくつかピックアップしてください。

柴原 目玉としてはNISAの拡充が挙げられます。NISAは昨年1月の創設ですが、日本版ISAと呼ばれる制度案の時代から毎年のように変更されています。当初は口座開設から4年間は金融機関を変更できないというこ

たが、昨年度の改正で今年から毎年変更してよくなりました。

今年の改正では、現行NISAの年間投資上限額が100万円から120万円に引き上げられ、平成28年1月から適用になります。財務省の参考資料には「毎月の定額投資に適した金額として、平成28年から年間120万円（毎月10万円×12カ月）に引き上げる」とあります。このカック書きは、まるで政府がドルコスト平均法による定額積立投資を奨励しているように読めます。

そして、同じく平成28年1月から新たにジュニアNISAが創設されます。年間投資上限80万円、

5年間で最大400万円の投資総額です。一般NISAの120万円×5年の600万円を合わせる

と、夫婦と子ども2人世帯では5年間累積で2000万円にもなります。なにやら「金融資産はすべてNISAにしろ」という感じが、そこまですべて株を上げたいのかとも思っています。

——ジュニアNISAは親からの贈与を前提にしていますが、生前贈与による特別受益という問題が出てくるのではないのでしょうか。
柴原 出てきます。現在人気の教育資金の一括贈与も、今年4月から創設予定の「結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置」もそう

ですが、1人の子どもや孫への贈与は常に特別受益の問題をはらんでいます。金融機関やFPには、複数の子や孫がいる場合は、特別受益の問題も含めて、少額でも平等に贈与するなどのアドバイスが求められます。

また、毎年80万円を5年間で400万円という言い回しは定期金贈与そのものです。でもこれについては、贈与税は相続税の補完税で「生前贈与は相続税逃れだからけしからん」というかつての当局のスタンスが「高齢者の金融資産を若い世代に移して、消費を刺激しましょう。消費すれば消費税が徴収できるのだから大いに結構」という考え方に変わってきているということではないでしょうか。

——相続時精算課税ができた平成15年ごろからそんな感じですね。
柴原 ジュニアNISAはゼロ歳から19歳までの子が対象ですから赤ちゃんでも大丈夫です。運用管理は「親権者等の代理または同意のもとで投資」ということに